

刈谷知立環境組合地球温暖化対策計画書

愛知県地球温暖化対策推進条例第10条第2項の規定に基づき、新たに策定した地球温暖化対策計画書を公表します。

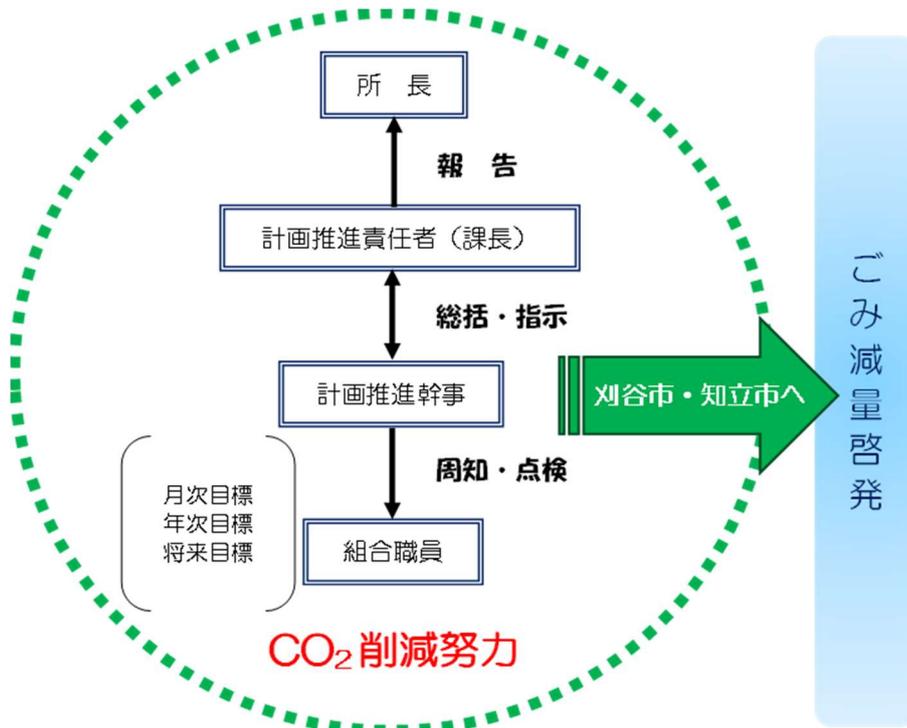
記

1 地球温暖化対策の推進に関する方針

当組合は、地球温暖化対策の重要性と組合に求められる社会的責任を踏まえ、当組合から排出される温室効果ガスの削減を図るため、計画推進責任者と担当者を明確にするとともに、組合職員と当組合から業務委託を受けている受託業者従業員の参加による管理体制を構築しています。また、組合市である刈谷市及び知立市と連携し、協働して地球温暖化対策の推進を図り、良好な地球環境を次世代に引き継ぐべく努めてまいります。

- ・施設の保守・点検を定期的に行い、良好で効率的な状態を維持します。
- ・施設の改修においては、点検結果を踏まえ、計画的に実施します。
- ・この取組方針、温室効果ガス排出抑制目標の順守状況について定期的に確認・評価を行い、取組の更なる計画、実施につなげます。
- ・組合市である刈谷市及び知立市と定期的に情報交換を行い、協働して取組を推進します。
- ・取組方針、評価手法について、定期的に精査し、必要に応じて見直します。
- ・職員及び受託業者従業員への研修や、地域への積極的な情報発信を行います。
- ・「刈谷知立環境組合地球温暖化対策実行計画エコアクション KC」の取組を組合職員、受託業者従業員ら全員で実行します。

2 地球温暖化対策の推進体制



3 温室効果ガスの排出の状況

(1) 温室効果ガス別の排出量(基準年度：2024年度)

温室効果ガスの種類	①エネルギー起源 CO ₂		②非エネルギー起源CO ₂ (③を除く。)	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO ₂	④CH ₄	⑤N ₂ O
排出量 (t-CO ₂)	—		24,775	—	—	—
温室効果ガスの種類	⑥HFC	⑦PFC	⑧SF ₆	⑨NF ₃	⑩エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)	合計(①~⑩)
排出量 (t-CO ₂)	—	—	—	—	—	24,775

(2) 補整後の温室効果ガス排出量(基準年度：2024年度)

補整後温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	24,775
--------------------------------------	--------

4 温室効果ガスの排出の抑制等に係る目標

(1) 基準年度及び計画期間

基準年度	計画期間		
	第1年度	第2年度	第3年度
2024年度	2025年度	2026年度	2027年度

(2) 排出の抑制等に係る目標

温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂)	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	基準年度比 削減率の平均【目標】
	24,775	24,452	24,155	23,833	
	基準年度比 削減率(%)	1.3%	2.5%	3.8%	

(3) 目標設定の考え方

温室効果ガス(CO₂)排出量について、当組合においては廃棄物の焼却によるCO₂が大部分を占めている。CO₂削減のためには廃棄物の減量化及び廃プラスチック類の分別が重要であり、これらの対策については、組合市である刈谷市及び知立市が主体となって取り組んでいる。

当組合では、組合市が策定した一般廃棄物処理基本計画におけるごみの削減目標等に従い、将来的に廃棄物搬入量が削減されることを見込んでいる。さらに、令和32(2050)年でのカーボンニュートラルの実現を目指し、国全体での温室効果ガス排出量の削減目

標が、令和 12（2030）年度までに平成 25（2013）年度比で 46%となっており、廃棄物焼却部門は 15%となっている。そのため、令和 12（2030）年度を目標年度として策定した地球温暖化対策実行計画（エコアクション K C）において、メタン及び一酸化二窒素を除く C O₂排出量を 22,918 トンと掲げていることから、当該目標値を採用することとした。